

ごみゼロ社会実現プラン策定委員会(第3回) 議事録

日時	平成 17 年 1 月 20 日	14:00 ~ 16:30
場所	ホテルグリーンパーク津 萩の間	
出席者	別紙のとおり	

議事

1. 開会

渥美主幹 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第 3 回ごみゼロ社会実現プラン策定委員会を開催いたします。私は本日の司会進行をさせていただきます。三重県環境森林部ごみゼロ推進室の渥美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず開会にあたりまして、三重県環境森林部長、井藤久志のほうからひと言ご挨拶申し上げます。

2. 部長挨拶

井藤部長 本日はお忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。これまで 2 回にわたりいろいろご審議いただき、今回はプランの基本方向までご審議賜りました。本日はそれを受けまして、具体的、基本的な取組をどうしていくのかという点を中心に、ご協議をお願いしたいと思っております。

本日もご審議いただきます内容につきましては、前回の中間案を元に、その後アドバイザー会議とか、市町村の行政連絡会議とか、一般の県民からのいろいろなご意見を聴取した上で、中間案という形でまとめさせていただきました。今回ご審議願いましたならば、さらに 3 月の県議会にも諮りまして、最終的な案としてまとめさせていただき、3 月の第 4 回委員会で最終案というふうになればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

話は変わりますが、このプランが 3 月中には出来上がるだろうということで、実は 3 月 30 日にこのプラン策定を機会に、県民に対して、こういうプランを作りこれからごみを少なくしていく取組を始めるとい、フォーラムをこのアストで開きたいと考えております。できるだけ多くの県民の方にご参加願って、できたらごみゼロ宣言といったこともいたしまして、スタートしていきたいと考えております。委員の皆様もし時間がつくようでしたらご出席賜りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

3. 資料確認

渥美主幹 それでは会議に入ります前に資料の確認だけさせていただきます。資料の右肩のほうに資料番号がふってありますけれども、本日の資料は資料 1 から 10 まででございます。すでに資料 6 と 5 の 1 部については送付させていただいておりますので、本日お手元に配布させていただきました資料は、資料 6 を除いた 1 から 10 まででございます。資料 5 につきましては、お送りさせていただいた資料と同じものですが、2 枚追加したものを新たに資料 5 ということで、お配りさせていただいております。資料の確認のほうをお願いいたします。それでは武村委員長、よろしくお願いいたします。

4 . 議事

武村委員長 それでは早速議事に入りますけれども、よろしく願いいたします。何かご覧のように、今日はえらく混んでいるようでございまして、このあと予定があるらしく 4 時半には開けなければいけないということでございますので、4 時過ぎくらいをめどに終わらせたいと思いますのでよろしく願いいたします。それでは、本日の委員さんの出席状況からよろしく願いいたします。

渥美主幹 本日現時点でご出席いただいております委員は 12 名です。そのうち代理が 4 名であります。これはプラン策定委員会設置要綱第 6 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので本委員会は成立していることをご報告申し上げます。

武村委員長 それでは議題に入ることいたします。本日は前回の流れで中間案をご審議いただいて、中間案として本日まとめていただければと思っております。よろしく願いいたします。その前に、この策定状況というんですか、取組状況について事務局のほうからご説明いただきます。どうぞお願いいたします。

小川室長 それでは事務局から説明させていただきます。ごみゼロ推進室の小川と申します。本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、事前に資料もお配りさせていただきまして、大変恐縮です。

それでは資料 1 に基づきまして、中間案(素案)に対する意見、概略についてご説明いたします。資料 1 は、行政連絡会議と言いまして、市町村の皆様方にお集まりいただきまして、中間案(素案)を説明させていただいたところでございます。11 月 24 日から 12 月 24 日まで、県内の 7 つの県民局で開催いたしました。個々の説明は、なかなか時間の都合もありますので、全般的な印象という形になると思います。当初、「最終処分量ゼロ」ということで、目標を掲げましたので、これについて非常に厳しいご批判的な意見がかなり出るのではないかと考えていたところでございます。確かに厳しいご意見もいただきましたけれども、私が当初予想しておりました厳しい意見というのは、意外と少なかったのではないかとようになっております。ただ、1 ページにもありますように「市町村への押しつけではないか、という危惧がある」ということがございました。また下のほう、「ごみの適正処分に関する目標」というところにもありますけれども、最後のほうに自らの市町村計画との整合性との問題が出てくるんであります。そういったご心配をいただいているところでございます。それから 2 ページのほうにいきます。具体的な基本方向に関する意見と致しましては、2 つ目の黒丸でございすけれども、事業系ごみ対策は難しいというご意見もございました。それからその下にありますように、「分別方法の統一ということもできないのか」ということもございました。そして 2 ページの一番下のほうには、やはり事業者責任を、「生産者責任」、「拡大生産者責任」といいますか、そういったものも重要なのではないかとような方もございました。それから 3 ページ「プランに対する意見」と致しましては、いちばん最初の黒丸でございす。最後のほうに「イニシャティブを県でとって進めてほしい」ということがございます。それからその下にあります、2 番目としては、「早く情報を提供してほしい」というような。プラスチックのことについて原則焼却とかですね。そういうことも確か新聞がありましたけれども、それらについてきちっとした情報を県からはほしい、というような意見もございました。あとは真中あたりに大きく 2 つほどございます。まあ、プランに対する実感が伴わない、現場とプランとの乖離といいますが、あるいは温度差というものですか、現実問題と机上論といいますが、そういった意見もいただいたところでございます。

続きまして 4 ページには、ごみゼロ談議における主な意見です。これは県内各地で、ごみの減量化に取り組んでいらっしゃる県民の方に集まっていただきまして、意見をいただいたところでございます。基本理念に関しては、まず「ごみゼロプランというタイトルが暗い印象を与える」とか、その 3 番目にありますけれども、「夢がない」と。ごみゼロ社会に

は、どんな夢があるのかという、人間味があるような取組方として問いかけてほしい。そうでないとイメージが見えてこないという意見もございました。

それから、「基本目標」につきましてはいろいろ意見がございました。30%削減については、上から5つ目に、「30%なんか到底達成できないと思う」という意見。あるいはその2つ下に「目標数値のごみ排出量 30%削減は低いと思う」といろいろな意見がございました。とは言いましても全般的に基本目標、数値目標について、全くダメだというようなご意見はなかった、というふうに理解しているところでございます。

それから5ページの「基本方向」のところは、第1回のごみゼロ談議を行いまして、そのときによく似たようなご意見をいただきました。基本方向の上から5つほどは、いわゆる「拡大生産者責任の徹底」ということについて、結構意見をいただいたところでございます。これが上から6つくらいの生産者責任ということで、そういったご意見が多くございました。それから真中あたりにいきますと「ごみ処理コストの公開」というもの。それから6ページにいきまして、「推進方策」のほうです。6ページの下からありますけれども、特に7ページのところですが、やはり住民の方の意見は情報がほしいということです。たとえば7ページ、上から4つ目の黒丸です。「行政からいろいろな情報がほしい」とあります。それからその下にも、「取組があってこんな効果があった、これだけのコストが減った、という情報がほしい」と。その下にも同じように「お知らせをしてゆくことが大事なのではないか」ですとか。その下にも、「生ごみの堆肥化に対する情報」、その下にもまた同じように、「住民参画ができるような今後積極的な情報提供がほしい」と。市町村さんが出す広報を通じていろいろな情報を流していただいていると思っておりましてけれども、ただ住民からすれば、まだまだ情報が少ないのかなというような感じを抱いたところでございます。こういった意見も踏まえまして、少しあとからご説明いたしますけれども、プランの中間案としての加筆訂正等をしたところがございます。

それでは続きまして、資料2のプランの策定スケジュールです。A3の横長になっております。それを少しご説明したい、と思っております。一番上の策定委員会のところを見ていただきたいんですが、12月4日に第2回委員会で中間案(素案)というのをまとめていただきました。その前後に行政連絡会議とか、真中下のほうにありますけれども、ごみゼロ談議等を行ってきたところでございます。それを踏まえて、12月13日、常任委員会というのがございまして、県議会のほうへ報告をして意見をいただいたところでございます。それからその下にあります第3回研修会ということで、12月2日に行っております。それから17年に入りまして、1月7日にアドバイザー会議を開催いたしまして、今日ご提案させていただきますプランの中間案というものをここで検討いたしました。そして今日1月20日の第3回委員会でご提案を致したいというふうに思っております。その後、委員会が終わったあと、若干修正した上でパブリックコメントを行いたいと思っております。それと並行しながら、2月の中旬には第4回のアドバイザー会議を開催していった、最終的なプランの最終案を検討、作成ということに入っていきたいというふうに思っております。そして3月に最後の第4回策定委員会、プラン策定委員会を3月中旬あたりに開催したい。その後、先程部長からありましたようにごみゼロ推進フォーラムを3月30日にしたいということで、こういったスケジュールで考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは続けて、資料3、資料4ということでご説明いたします。それぞれ市町村アンケート調査、事業所アンケート調査ということでございます。これにつきましては循環社会研究所のほうへ委託をしておりますので、そちらのほうから概略、資料3、4については進めていきたいと思っております。

コンサルタント

それでは資料3、資料4について説明をさせていただきます。まず資料3ですけれども、こちらは市町村アンケートということです。ちょっとページをめくっていただけますでしょうか。1ページになるんですけども、10月に実施をしております、県内すべての市町村の方々にご回答いただいております。合併の関係がありますので、若干現在の市町

村の数とは変わっておりますけれども、全体で 66 の市町村からご回答をいただきました。

それで、ちょっとページをめくっていただきまして、まず 4 ページになりますけれども、問 2 になります。まず 1 つ目「今後重点的に減量・リサイクルに取り組むべきだと考える品目は、次のうちどれですか」というような設問をしています。ご了解をちょっといただきたいことがあります。今回全部で 66 の市町村ということで、数を%で表すと非常にいびつに印象を与えてしまう可能性があります。たとえば後ほど出てきますけれども限定的に聞いている設問では、回答者の数が 1 件、2 件ということもありますので今回は%で示しておりません。件数で示しておりますので、全体の数が 66 件だということを念頭においていただいてご覧になっていただければと思います。4 ページの図表 2 になります。一番上ですけれども、「重点的に減量・リサイクルすべき家庭系ごみの品目は何でしょうか」というような設問を試してみましたところ、やはり一番多いのが生ごみ、ということで、これは回答が 51 件という形になっています。続くのがプラスチック類ということで、これが 40 件。そして予想以上に多かったのが紙類でして、これが 24 件あります。金属類とかびん類については、すでにリサイクルがかなり進んでいると思われまますので、これはかなり少ないですけれども、同様にリサイクルがかなり進んでいると思われる紙類についても、まだ 24 件の市町村のほうで「もっと重点的に取り組みたい」というようなご意見をもたれているところが、ちょっと予想外の結果になっております。

それから 4 ページの下ですが、こちらは「生ごみの堆肥化について」ということでお聞きしています。66 市町村のうち 63 の市町村で、生ごみの堆肥化機器に対する助成を行っている、という結果が得られています。続きまして次のページ、5 ページの上の段、図表 4 になります。今申し上げたような「助成に対する効果はありますか」というような設問をしているんですけれども、「効果がある」と答えた方が 31 件ある一方で、「わからない」と答えている方が 27 件あります。つまり補助はしているんだけれども、その効果計測がされていない、というところが 27 件ある、ということで、このような実態が浮かび上がってきました。それからちょっと飛びますけれども、

6 ページ。次のページになりますが、上段です。「堆肥化システムの課題は何でしょうか」というようなことを聞いています。そうしましたところ、堆肥の受け入れ先がない、ということが大きな課題としてあげられるのかなあ、と想定していたんですけれども、それよりもむしろ、設置費のほうに、施設設置や収集等に経費がかかる、というところが非常に大きな課題だ、ということが、この結果でわかってきました。それから 6 ページの下、図表 7 になります。これ、飼料化の取組で設問を入れたんですが、若干現段階でちょっと確認をしているところがありますので、数値が変わる可能性があるということをちょっとお含み置きたいただければと思います。

それから 7 ページ、図表 9。7 ページの下段です。集団回収の実施団体につきまして、こちらは子ども会とか PTA が、やはり主軸になっている、ということが浮かび上がってきています。けれども、現在のように少子化が進行しているなかには、おそらく現在のように、子ども会とか PTA が主軸になっていく集団回収というのは、やはり何らかの形で、体制を変えていかなければいけないんじゃないか、というようなことが課題としては見えてくるかと思えます。これは後ほど、新たな回収団体の掘り起しが必要だ、というような課題が、明確に第 1 位になっている、これは 9 ページの上の段になります。こちらのほうでそういった回答が多くなっていますので、これを裏付けるような結果になっているのかなあ、ということがいえるかと思えます。申し訳ありません。若干前後しますけれども、8 ページです。8 ページの下段ですね。集団回収について、今後の方針についてお聞きしてみました。現行のままいく、というのが 35 件ありますけれども、さらに様々な支援策を講じて推進をする、というような自治体も 21 件ある。とこうすることで、今後現状以上に拡大してゆく可能性があるのではないか、ということがいえるかと思えます。

それから 10 ページ。分別ルールについて、こちらから設問をしています。まず問 6。上の

グラフになりますが、「家庭から出されるごみはきちんと分別されていますか」と設問しています。こちらについては、「大体分別されているよ」というような回答が 50 件を超えています。後ほど説明しますが、事業系ごみとの対比で考えていただければ、家庭系の分別については、それほど大きな問題にはなっていないんじゃないか、という現状が見えてくると思います。それから 11 ページ。やはり主婦の方々、県民の方々からすると、分別が統一されていない、ということがいろいろ意見としては聞かれるんですけども、それについて、「分別ルール統一についてどう考えますか」というようなことを聞いています。「周辺市町村と分別ルールを統一することについてどう考えますか」というような設問をしてみたんですけども、全部で 58 の自治体の方が、「分別の統一については賛成だ」というご意見をいただいています。これはまあ、実際具体的に、どう統一するか、というような話になると、また別の答えが出てくる可能性はありますけれども、総論としては賛成だ、というような回答に読み取れるかと思えます。それから 12 ページ。家庭系可燃ごみの有料化についてお聞きしました。上の段、図表 17 です。まず有料制の導入状況につきましては、すでに導入しているのが 10 の自治体。導入を予定しているのが 1。導入を検討しているのが 12。ということで、全部で 23 の自治体が、今後何らかの形で、有料化のほうにシフトしていくのかなあ、ということがこの結果から見えています。

それから 13 ページの下になりますけれども、「有料化に当たって注意すべき点はどのようなことでしょうか」というような設問をしてみたところ、やはり公平な仕組みとすること、というのが一番多いんですけども、前回説明を差し上げたかと思いますが、県民アンケート調査でも、実は同じ設問をしています。県民の方々には、最も多かったのが、ごみにならない製造販売を働きかけること、という意見が非常に多かったんですけども、市町村アンケートの中では、ごみにならない製造販売を働きかけること、というのは県民アンケートほど多くはない、という結果になっております。ですから重要とする点というのが、県民の方々から要望されている点と、市町村の方々から想定されている点というのが、若干の乖離があるのかなあ、ということが、この設問から見えてきます。

それから飛びますけれども、16 ページ。今度は事業系ごみについて、減量・リサイクル対策に関する設問をしてみました。まず 16 ページの上の段ですが、「今後重点的に減量・リサイクルすべき事業系ごみは何ですか」というような設問をしてみたところ、家庭系と同じように生ごみとプラスチックが上位を占めています。ですが、合せて、紙類についても、やはり大きな今後のターゲットになるだろう、というような回答が見えています。家庭系と比べて、紙類を支持する割合が高いということがいえます。それから、17 ページの下の段になります。「事業系ごみに対してどのような問題点がありますか」というような設問をしてみたところ、減量化のための施策が講じにくい、ということで、やはり課題はあるということはわかっているんだけど、なかなか手が打ちにくい、というような現状が見えているような回答になっています。それからもう 1 つ。分別がきちんとされていない、と答えた方も 23 件あります。先程家庭系の中では、分別はほぼきちんとされている、という結果になっているんですけども、事業系に対しては、分別がきちんとされていない、というような意見が多くなっている、というような結果になっています。

それから次のページ。18 ページですが、事業系ごみの手数料の見直しについての設問をしました。上の段では、必要だと思う、という自治体が 24 件あるんですけども、では、今後の見直しの予定はありますか、と問うてみると、特に予定なし、というところが多くなっている。ということで、まあ必要性はあるんだけど、なかなか手数料改訂には踏み切れない、という現状が見えているように思います。それから飛びます。20 ページの下の段ですが、「住民、事業者との連携について」ということで設問をしています。まず 1 つは、情報提供の方策としては、市町村のほうからは、分別マニュアルや広報などで情報提供している、というのが 63 件で、ほとんどを占めております。合せてホームページを通じて情報提供をしている、という割合も、かなり高くなってきて、33 件ですから、大体半分くらいがホームページを使って情報提供をしているよ、という結果になっております。これ

は後ほど事業所アンケートのなかで、ホームページがどのくらい活用されているのか、という数字をご紹介しますと思います。それから 21 ページ。上の段が自治会と連携した施策。下の段が NPO と連携した施策です。

それから次のページの上段が、事業者と連携した施策です。ということで、まあ、自治会と連携した施策というのはいろいろバラエティに富んでいる、という結果になっているんですけども、なかなか NPO や事業者の方々との連携施策というのが、自治体の中では見えてこないというような現状が浮かび上がってきています。最後に 23 ページの下段になります。「県に期待する役割」としては、やはり先程ご説明にありましたけれども、「事業者等への拡大生産者責任への働きかけ」ということを支持される意見が 38 件ですから、かなりの割合を占めている、というようなことが浮かび上がってきています。

続きましてもう 1 枚。資料 4 になりますが、こちらは事業所アンケートの報告ということになります。まず 1 ページをめくっていただけますでしょうか。こちらは 11 月に調査票を発送しておりまして、全部で 2,444 件の有効発送数がありました。これに対して、有効回答数が 1,039 件ありまして、郵送によりますけれども、それでも 42.5%の回収が得られています。ページをめくっていただきまして、2 ページ目の上段、下段です。まず、「あなたの事業所ではごみ減量化に取り組んでいますか」という設問に対しては、「取り組んでいる」というふうに答えた方が、4 分の 3 ほどあります。その理由につきましては、やはり社会的な責任のために取り組んでいるんだ、というような回答が 72%を占めています。「経費削減のために取り組む」という事業所は 6 割ということになっています。「法令遵守のため」とか「業界の取組のため」という形で、たとえば規制がバックにある、というような意見というのは、かなり少ない割合になっています。それから 3 ページの下段。「ごみ減量化に取り組まない理由」というのを聞いてみました。これは「取り組んでいない」と答えられた方への限定設問になるんですけども、最も多かったのがやはり「ごみが出ない」ということです。これはまあ、規模の小さな事業所の方になるのかもしれませんが、「ごみが出ない」と答えられた方が 6 割です。それからもうひとつ、「一括契約で料金が減らない」と答えられた方も 24%いらっしゃいます。ですから 4 分の 1 の方が、いくら取り組んでも料金は減らない、コストは下がらないということが障害になっているということがこのなかから読み取れると思います。それから 4 ページの下段ですけども、「ごみの処理方法」について伺ってみました。排出者責任という観点からいけば、業者委託をしてくださいとお願いしている市町村が多いかと思えますけれども、一方で「ごみの集積所に排出している」という事業所も 24.5%ですから約 4 分の 1 あります。

それからちょっと飛びます。6 ページになりますけれども、先程「減らしても料金は減らない」というような回答がありましたが、6 ページの上段になります。収集運搬業者に委託している方に限定で「委託形態」を聞いてみましたところ、約 3 割は「従量制で契約している」というふうに回答されています。けれども一方で、「月額制あるいは年額制」。月額いくら、年額いくらという形で契約されているところも 45%ですから、半分近くがこの契約形態になっているということです。ですから先程の「ごみを減らしても料金は減らないんだ、というようなところを裏付ける結果になっている」というようなことが見えています。それから集積所を利用する方に限定で、「なぜ集積所にゴミを出すんでしょうか」というようなことを聞いてみたところ、6 ページの下段になりますが、やはりゴミが少ないということが大きな要因になっているようです。それからもう 1 つは、「市町村が収集してくれるから出す」というような回答も 36%ですから、4 割近くはあるというような結果が出ています。ページ 8 上段です。「今後あなたの事業所で特に減らしたいと考えているごみは何ですか」という設問をしてみました。最も多かったのが「事務用紙」、いわゆるオフィス古紙といわれるものです。これが 4 割の事業所で「減らしたい」というふうに考えられています。

それから 9 ページの上段になりますけれども「ごみを減らしたり、リサイクルを進めるに当たって、どのような問題がありますか」ということで、これは障害についてお聞きしていますけれども、これは 26%ですから約 4 分の 1 になりますが、4 分の 1 の事業所が、量が少

なくてリサイクルシステムが作れない、というようなことが課題になっているといいます。それから 9 ページの下段です。「ごみに関する情報をあなたの事業所はどこから、どのような方法で手に入れていますか」というような設問をしたところ、やはり「市町村の広報からの情報を得ている」というふうに答えられた方が 64.9%ですから、だいたい 3 分の 2 くらいいらっしゃると思います。もう 1 つは、処理業者からの情報ということも比較的多く、3 割の事業所の方がこういったルートから情報を得ています。一方で、先程も申し上げましたけれども市町村のほうはホームページを使って積極的に情報を流しているんですが、なかなか事業者の方々が「ホームページから情報を取っている」と答えられた方の割合というのが相対的に少なく、1 割に届いていません。ということで、市町村のほうからの情報を流す媒体と事業者の方が情報を得る媒体というのがずれているというようなことが、この結果から見えてきています。

最後に 10 ページになりますけれども、「ごみ減量やリサイクルに必要な情報は何ですか」ということを聞いてみたところ、一番多かったのが「成功事例あるいは失敗事例を知りたい」ということです。やはり新しい取組に 1 歩踏み出そうとすると、成功している事例、あるいは失敗している事例のなかから自分たちで工夫して新しい仕組みを作り出してゆくというのが必要なのかなあ、ということがこの結果からは見えてくると思います。急ぎになってしまいましたが説明は以上でございます。

武村委員長 取組状況、アンケート調査のご報告をいただきましたが、何かご質問等ございましたらよろしくお願いいいたします。

前回の議論とそれからご報告にありました取組状況を踏まえまして、アドバイザー会議にご協力いただきまして、中間案の資料を作っていただいたわけでございます。実際に時間もなかなかないということでございますので、今までの取組状況についてのご質問を含めて、あとでまたあろうかと思えます。今特になければ中間案の審議に入らせていただきます。

それではまずこの中間案につきまして、努力いただきましたアドバイザー会議広瀬座長のほうから、具体的なことをお願いします。

広瀬委員 前回の委員会で中間案の素案についていただいたご意見を元にアドバイザー会議を開催しました。具体的には環境に配慮した消費行動についての目標値を 100%にしたかどうか、20 年後のイメージがわきにくいのでそういうものが必要であるなど、そのほかいろいろな意見をいただきました。アドバイザー会議では、今回お送りしました資料 6 のどこところが具体的に新たに付け加えられたか、手短にご説明します。詳しい内容については、あとから事務局のほうでまたお話があると思えます。

資料 6 をご覧いただきたいのですが、18 ページの 2「プランの目指す地域社会の姿」で、20 年後のイメージを県民の方に持っていただいたほうがこのごみゼロプランのイメージが湧きやすいし、理解していただけるだろうという策定委員会のご意見でしたので、いろいろな地域として「農山漁村」と「都市地域」に分けたほか、「家庭」や 20 年後ですから将来を担う「子どもにとって」、それから事業者ということで、「サービス業」、「製造業」、それから「ごみ処理の現場」など、それぞれに 20 年後の姿のイメージを掲げたところがまず新たに付け加わりました。

それから 20 ページ、21 ページのあたりをご覧ください。このあたりも確認になりますけれども、ごみの削減 30%。それから資源の利用として 50%となっております。いろいろご意見をいただき、22 ページのところの 100%という形については、高い目標を掲げてはどうかというご意見でしたので、アドバイザー会議のほうでも議論いたしました。高い目標を掲げて限りなくこの 100%に近づくように基本取組なり施策を考えていきたいと思いますということですから、100 というのが非常にわかりやすいし、目標としてもこれをとらせていただこうということになりました。資料 5 のほうを見ていただくのがいちばんいいかと思いますが、「理念」

で具体的なイメージを描いて、それから基本目標にできるだけ高い目標を設定するという事で、30%、50%、埋立ごみをゼロにするということ、多様な主体の参画・協働の目標値は100%にして皆さん、県民全体に変えていただくということです。

その次の「基本方向」には、取組の柱が3つあります。「発生・排出抑制」「再資源化」「県民参画・環境学習」です。今回ごみゼロプランの1つの特徴は、事業者、市町村、県民、いろいろな主体がそれぞれ参加して協力しながら、このごみゼロプランについてご意見をいただき、作り上げているということでもあります。また、今後各市町村でのごみゼロプランを作っていくときに、住民参画、市民参画というのをやっていかないとダメだというのが特徴として現れています。

それで、具体的な基本取組のところ、たとえば資料6のほうを見ていただければ、県民参加として、それぞれの主体が協力して協働して取り組みましょうということをはっきり打ち出しています。たとえば「取組の内容」と書いている42ページを開けてみてください。市町村が取り組む場合の役割、県の役割、住民の役割、事業者の役割、NPO団体の役割というふうになっています。42のところは拡大生産者責任の徹底ですから、住民とNPOのところは抜けておりますけれども、それぞれ何を分担してどういうことをやるべきかをはっきり打ち出しましょう、というところが特徴として付け加えたところだと思います。以上のようなことが資料5の内容です。

今後は、30%という目標とか、ごみゼロをどうやって実現するんだろうということがあります。たとえば資料9では、どういう基本的な取組で、どれくらい20年後にごみが削減できるか、という予測値もあげております。これも今後検討するという事です。それから順番が逆になりますけれども、資料7を見ていただきますと、それぞれの施策をただ羅列するだけではなくて、どういう効果があるのかというのを丹念に、人に対する側面、ごみという物、それからお金の側面、情報という側面という点でそれぞれ評価して、実際にそれをうまく実現、実施できるような方向でやって、評価することも一応考えています。今後のアドバイザー会議で議論しまして、またこちらのほうにご提出させていただきたいと考えています。簡単ですが主に資料5について、前回ご意見いただいたものに、アドバイザー会議で議論して付け加えたり補充したりした部分をご報告申し上げました。

小川室長

ありがとうございました。それでは私のほうから先程の広瀬委員の概略説明を踏まえまして、もう少し詳しくご説明したいと思います。まず、資料5のほうから見ていきたいと思っております。資料5につきましても先程広瀬委員からのお話もございましたけれども、左側の基本理念、基本目標、基本方向までが前回の策定委員会のほうでそれなりの結論をいただいたところでございます。この部分は資料6でいきますと、1ページから40ページの基本方向までのことでございます。ただ先程も広瀬委員のほうからもご説明いただきましたように、加筆訂正等がございましたのでもう少し補足説明したいと思います。それから今日ご審議いただく部分は、その右側にあります基本取組です。これは資料6でいえば41ページから107ページまででございます。基本取組の部分です。基本取組はアドバイザー会議で議論していただきまして30項目あります。一番上の拡大生産者責任と費用負担のあり方の検討から、一番下のごみゼロ推進のリーダーへの育成と活動支援まで30本掲げております。これは細かくはまたあとでご説明いたします。これを基本取組として整理いたしまして、その後推進方策ということで、資料6では108ページから110ページに記載しております。ただ推進方策のうち、1の「地域別の取組方法」と2の「短期・中期の目標設定」についてはなかなか難しい部分もありまして議論が進んでおりません。ですから、このあと資料8、資料9のほうでもう少しご説明したいと思います。最後に「県の行動計画」ということで資料6のプランの中間案では、111ページから112ページがその部分でございます。この県の行動計画につきましても、推進方策まで策定委員会のほうでご検討いただいて、それに基づいて県としてこんな行動をしていくということで県として考えたものでございます。

まず先程申しました基本方向まで、ページ数で行きますと1ページから40ページまでになります。加筆訂正した部分をもう少しご説明したいと思います。まず資料6の11ページ以降ですけれども、前回ではこのように第1章、第2章というふうに章立てにはしてはなくて非常にわかりにくい部分もありました。ですので、今回すべて章立てをいたしまして項目についても整理をさせてもらったところでございます。もう1つは12月4日の策定委員会の資料ではいろいろな取組方向につきましても、主な意見ということで、ごみゼロ談議とか行政連絡会議で議論のあった意見をそれぞれ掲げておりましたので非常に見にくかったわけですが、今回すべて削りまして、きちっとした案としての体裁を整えたということでございます。第1章につきましては「プラン策定の趣旨」ということ。それから2番は「プランの位置づけと性格」ということで大きく取り上げさせていただきました。

4ページのほうではプランの基本事項ということで、これまで決めていただきました計画期間とか、取組対象、推進主体、県の役割というようなところをまとめたものを採用してもらいました。それから少し飛んでいただきまして、ページ数で行きますと13ページになります。県民意識ということで、これは第2章の「三重県のごみに関する現状」でございますけれども、13ページに県民の意識、県民アンケートというものをつけさせてもらったこと。それから次の15ページ。先程説明がありました事業者の意識についても、ここで概略を説明させていただいたということでございます。まためくっていただきまして、第3章としてプランの基本目標としてここに基本理念を、それから18ページ以降で少し広瀬委員から話がありましたように、地域社会の姿を、もう少し具体的にといいますか、夢がある形で加筆訂正をしたところでございます。そして22ページのところでございます。目標値につきましても、それぞれ100%ということで訂正をさせてもらっているところでございます。それから第4章として、目標達成のための具体的な取組ということで整理させていただきました。めくっていただきまして、取組の基本方向となっております。たとえば(1)の拡大生産者責任の徹底につきましても、前回の資料では、まだ整理しきれない部分もございまして文言的にも短い部分になっておりました。けれども、今回ここまでの議論を踏まえまして、少し加筆をさせていただきまして個々に見えるようにしたんですね。そこから26ページには、ほとんど加筆をしたというような状況になっております。それから27ページ、事業系ごみの減量化の推進につきましても、図表とかを少し変えさせていただいてわかりやすいものに変えたということです。それと28ページは丸々これも、新しく加筆をして詳しく述べさせていただきました。具体的な取組、詳しいところも含めて具体的なところを少し加筆させていただいたところでございます。同じく29ページ(3)のリユース(再使用)の推進につきましても、この図表が以前は少しわかりにくかったので図表を全体的に改めまして、LCA手法による容器間比較というのがわかりやすいようにさせてもらったところでございます。同じく30ページの下段の「また」以下についても、これはリユースということで29ページの飲料容器のほうに偏った話がしてありますので、そうではなくて一般的なことを、ひとつは製品全体ということで、リユースの推進というものをここでもう一度提唱しております。それから容器包装ごみ。31ページの4番目の容器包装ごみの減量再資源化につきましては、32ページで、最後のほうですけれども、このほか以下のことにつきまして、もう少し消費者の部分も含めて少し加筆をいたしたところでございます。それから34ページにつきましても、真ん中の図ですけれども、これは前回ではなかったわけですが、少しわかりにくいということもありまして、目で見える、わかるような形で図表をつけさせていただきました。それからあと36ページ。35ページからの続きですけれども、36ページも大幅に加筆をさせていただいております。まあ有料化の問題は大きな問題でございますので、合意形成をどういうふうに進めていくのかといったことを含めて書かせてもらったところでございます。それから37ページのごみ行政への県民参画と協働の推進につきましても、以前の資料では非常に短かった、わかりにくかったこともございましたので、ここについても深く少し突っ込んで書かせていただきました。同じように39ページのごみゼロ社会を担う人々につきましても、具体的なことも含めて詳しく加筆をさせてもらったというところでございます。これが前回まで議論いただいたところの加筆訂正部

分ということでございます。

続きまして基本取組のほう、資料5のほうに再度戻ってください。先程、「30本の基本取組」というふうに申し上げました。それで1枚めくっていただきますと、基本取組のもう少し具体的なものということで、左のほうから基本方向、基本取組があって、この基本取組が30本です。その次に基本取組の具体的な内容として、たとえば一番上の拡大生産者責任の関係ですとか、(1)、(2)、(3)とございます。こういったものがすべてそれぞれにぶら下がりまして、全体で82本。具体的な取組ということで整理をさせていただいたところでございます。今日お示いたしますのは、それぞれの具体的な取組構成内容のうちの、取組の内容ということです。先程少し広瀬委員のほうから話がありましたけれども、どのようなものをするのか、そのときの役割はどうするのか、実際にこれまで取組にどんな事例があるのかということまで、今回のプランとしては整理いたしました。その後目標達成の貢献度。実際にどの程度こういうことを取り組めば、たとえば削減率30%にどの程度貢献するのかということ。それから取組をするに当たって、どのような問題があるのか、どんな課題があるのかということ。それから全体的に見て、お金の関係とか、情報とか、いろいろ総合的に見て、この導入の総合評価というものをしたい。それから最後に、この導入をいったいいつごろからこういう取組をすべきなのかというスケジュール。右側の波線で丸く囲った中の2、3、4、5について、まだ整理できていませんので、後ほどまた資料7、8以降ご説明をしたいと思いますけれども、現時点ではそういった形で82本ということで掲げさせてもらったところでございます。

具体的にどうかというと、先程広瀬委員からも話がありましたけれども、参考として、資料6の53ページをお開きいただけますでしょうか。53ページの基本方向としては「リユース(再使用)の推進」ということがございます。基本的な取組、そのリユースの推進につきましては、4項目ほどあるわけですが、そのうちの一つということで、基本取組3の1ということで、不用品の再使用の推進。じゃあこの不用品の再使用の推進を具体的にどのように進めていくのかというのが、1の取組内容カッコ以下のものがございます。まず(1)としましては、やはりフリーマーケットの開催というのがあるだろうということです。これについては、それぞれ市町村の役割、県の役割、住民の役割、事業者の役割、その他NPO・団体の役割、それぞれこんな役割があるのではないかとということです。その下に取組事例として、四日市のNPOでこういうようなことをしています、というような概要、取組事例を説明させていただく。その次には2番目として、不用品リサイクル情報の提供及び利用促進の仕組みづくり。こういうこともやはり大事だろうということで、当然これについても少し説明をした上で、それぞれの役割を書かせてもらっています。次のページにいきますと、3番目としては不用品再使用のための修理、リフォーム等の推進ということで、これについても役割分担とか若干の説明をさせていただいています。そして取組事例についても書かせていただいています。まあ、こんな形で、取組内容、取組事例、役割分担を整理したところでございます。こういった形で整理した目的は、そもそもこのプランが県だけではなく、当然市町村さん、それから事業者さん、住民の方、それぞれがそれぞれのやり方でごみゼロ社会に向けて取り組んでいただくということで、様々な道筋といいますが、手法をたくさんここに明記させていただいて、それぞれの取組をそれぞれでやっていただきたいということで、こんな取組があるという取組の手法をできる限りたくさん整理させてもらったということでございます。また、この取組につきましては、以前にもお話ししたけれども、ごみゼロ談議とか、行政連絡会議でいろいろなお意見をいただきました。そういった意見を踏まえた上で整理をしたということでございます。これが基本取組の関係でございます。

続きまして推進方策につきましては、資料6の108ページ以降に書かせてもらっておりますので少しご説明をしたいと思います。第5章プランの推進方策として掲げさせてもらいました。地域別の取組方向と短期・中期の目標設定についてはまだ検討している途中でございますので、これはまた後ほどご説明したいと思います。まず3番目

として、プラン推進のマネジメントでございます。これだけのプランを推進してゆくためにはマネジメントが必要だろうということで、これも最初のほうでお話させてもらったと思いませんけれども、PDCA サイクルで基本的に回してゆきたいということを考えております。それに際しても、やはりまず、(1)にありますように、それぞれの各主体、市町村、県、県民、事業者、民間団体、それぞれが役割を認識していただいて、自主的な取組をしていただきたい。そしてそれぞれ主体ごとで取組を効果的にするために組織の立ち上げなどをしていただく必要があるのではないかと。さらに(2)としては、ばらばらでやっていただくよりは、やはり各主体間の連携と協働でやっていただいたほうが、より効果的ではないかということで、各主体間の連携、協働ということを掲げさせていただきました。それで(3)として、全県的な推進体制の確立ということでございます。このプランにつきましては、三重県下全域で取り組んでいただきたいということでございます。そのためにはやはり各主体を構成員とする。プラン推進のための全県的な組織として仮称ではございますけれども、三重ごみゼロプラン推進委員会というものを設置していく必要があるだろうということです。そのなかで、定期的にプラン推進の取組を検証、評価して公表などを行いまして、いわゆる PDCA サイクルに基づきまして、マネジメント体制を整備していき、プランの実効性を担保していただくということを考えております。また、これに準じて地域ごとの推進体制の整備も必要であろう、というふうに考えているところでございます。

その次 109 でございます。プランを取り巻く諸課題というものがございます。これもいろいろな意見をいただいたところでございます。まず、(1)として、再利用の困難なものの有効利用をどうするのか。これは基本目標のなかで、ごみの再利用は半分にする、50%にしよう。そして最終処分はゼロにしようということです。そうすると残りの 50%はどうするのかということでございまして、基本的には焼却になるだろうということです。ただ単に焼却ではなくて、焼却エネルギーの有効利用ということを考えざるを得ないのではないかとということでございます。ここにちょっと書かせてもらいましたように、焼却につきましては単純な焼却でなく、可能な限り熱回収が行われてエネルギーとして有効利用されることが重要であって、本プランにおいてもこのように位置づけたいというふうに思っております。それとともに現在利用が困難な廃棄物についての再利用のための更なる技術開発とか、エネルギー化に当たっての効率のよい焼却技術開発の調査研究については、国、あるいは県、民間との研究機関等が連携して進めていく必要もあるだろうというふうが続いているということでございます。それからもう 1 点、これは三重県特有の問題かも知れませんが、いわゆる RDF 化によるごみ固形燃料発電の件でございます。現在三重県では、26 市町村が実施をしております。そのほか、焼却エネルギーということで、1 市町村が溶融施設、2 市がごみ焼却施設での発電により熱回収を行っております。特に RDF 化によるごみ固形燃料発電については、15 年 8 月の事故のときに大変信頼性をなくしたということもございまして廃止論議も一方ではあるかとも思いますけれども、やはり現時点におきましては、単純な焼却ではなくて熱回収の手法として有効ではないのかというふうに位置付けたいと思っております。

それから(2)として、災害時の適正処理の確保。これは災害時、今回昨年台風による非常な災害が発生いたしました皆さんのごみが一斉に出たわけでございます。それらのことを考えますとやはり災害時の適正処理の確保ということで、埋め立て処分場についても、あるいは溶融施設等についても、不可欠ものになってくるんじゃないかということも思っております。

それから(3)の一般廃棄物と産業廃棄物との区分ということでございます。これもアドバイザー会議等では非常に議論になったところでございます。たとえばここに具体例が書いてありますけれども、事業所内において、主に従業員が飲食した弁当のトレイとか、ペットボトルなどの廃プラスチック類については、事業活動に伴って生じる廃棄物として産廃として現状扱われておるところがでございます。一方、一部の市町村では、こうした廃プラスチック類についても事業系一般廃棄物として収集運搬をしている。要するに一方では、

産業廃棄物として処理されており、一方では、一般廃棄物として処理されているというようにございます。その混乱といいますか、そのこともございましたので、今後はそういった明確な区分ですとかそういうルートの適正化についても検討してゆく必要があるだろうというふうに思っております。

それから 4 番としまして不法投棄対策。これは市町村さんからも非常に強い要望、ご意見をいただきました。「不法投棄が後を絶たない」、これについて結局は市町村がやるしかないということで、環境保全上、または財政上非常に苦慮している要因であるということでございます。ですから、これについてもまた今後継続的な取組、一層の環境教育等を進めていく必要があるだろうというふうに思っております。

それから 5 番として、取組の計画的、段階的な推進ということでございます。ごみゼロプランの取組は、やはり市町村、地域とか、市町村さんのごみ処理システムというのいろいろなものがございます、一斉に統一的にできるという問題でもなからうかというふうに考えております。やはり、それぞれ個々の市町村さんの課題や必要に応じた計画的、段階的なプログラムと対応が重要になってくるだろうというようなことがございます。そのなかで、分別ルールの統一ということが大きなテーマということも考えられますけれども、分別の統一ということについてもやはりすぐにはなかなかできない。地域の特性あるいは市町村によってそれぞれごみ処理システムとかが違ってまいりますので、すぐにはなかなかできないというふうに思っておりますけれども、やはり今後は再資源化や処分等の仕組みの統一なども含めて順次取組を進めていこう、いくべきではないかというふうに考えているところでございます。

最後に 111 ページ、第 6 章の県の行動計画でございます。県の役割としては、第 1 章 4 のプランの基本事項にありますように、プラン推進のためのリーダーシップを発揮していった広域的な見地から積極的に取り組むとともに、それぞれの役割分担が基本方向ごとの取組というふうに掲げておりますので、その役割を果していきたいということです。そういったことを前提にしながら県のほうの取組としては、(1)としてごみゼロ社会実現プランの周知・啓発。それから(2)として県においてもごみ減量化に向けての取組を行っていく必要があるだろう。それから(3)、推進のマネジメント。当然、先程申しましたように推進のマネジメントもしていきたいということでございます。それから(4)、モデル事業の実施。これはまた後ほど資料 10 でもご説明いたしますけれども、ごみ減量化に向けてのより先駆的、先進的なモデル事業を、県として予算も確保しながら実施をして、その検証を行ってプランへの反映をしていきたいということです。それから(5)、市町村、事業者等への支援も行っていきたい。それから(6)、広域的な取組の推進。それから最後に(7)、政策提言・要望。容り法の関係ではいろいろと改正すべき部分があると思いますので、そういった法制度の改正等も積極的に提言、要望していきたいというふうに思っております。最後にごみ固形燃料発電事業のことにつきましては、これは県議会でも議論があったところでございます。今後のあり方につきましては、合併後の市町村のごみ処理状況、ごみゼロプランの進捗状況等、様々な面から検討を行い関係市町村と十分な議論を行って、平成 18 年度中を目標として方向性について整備していきたいというふうに考えているところでございます。以上が時間の関係で説明不足のところもでございますけれども、今回ご提案させていただく中間案の内容でございます。

武村委員長 どうもご苦勞様でした。中間案はこのようなことでございまして、多分事前に配布されているものであり、おおよそご理解いただいていると思いますので、今のご説明の中でどこでも結構でございます、質問あるいはご意見よろしくお願いたします。

あと、事務局のほうにちょっとお伺いしますけれども、今日審議する中間案で 108 ページ以降の件は、これはたとえば推進方策 3 と 4 が書いてありますが、それは中間案の中に入っているんですか。それとも 108 ページ以降は最終案に向けて、今後またあとでやる部分に入ってくるんですか。

小川室長 3、4 につきましては、今日のこの委員会のなかで議論していただきたいと思います。

武村委員長 では、県の行動計画は、

小川室長 県の行動計画は、策定委員会にはご提示させていただきましたけれども、県の行動計画ですので、策定委員会では本来議論ではなく、参考という形で。

武村委員長 ということでございまして、中間案としては、資料5で言いますと、いちばん右側の推進方策の3と4までが中間案として入ってくる、ということでございます。

金谷委員 中間案というのはこれからパブリックコメントの対象になるわけですね。そういう点で読ませてもらって、主に県民の皆さんも見るので、少なくともプランとしては整合がとれていないとまずいと思うんですね。その点も含めていくつか細かい点を述べたいと思うのですがよろしいですか。

まずは資料6です。5ページと6ページですけれども、6ページのほうで、役割分担のイメージというのがございますよね。ここをちょっと先日見たんですが、5ページのほうでは推進主体として県と市町村と県民についてですよね。それで6ページのほうの主体が、市町村と広い意味の県民になっていますよね。ですからここはどちらか。たとえばこの表に県を入れるか、あるいは上の役割分担のイメージに市町村および県民の役割分担と入れるか、そう書いたほうが読まれる方が前とのつじつまが合うんじゃないかと思います。いちばん簡単なのは、このところを「市町村と県民における」としてしまふのがいちばん簡単だろうと思います。

それから続いて、19ページと21ページの最終処分のところですが、関係の整合性なんですけれども、19ページの下4行目、5行目あたりからですが、「安全性や環境負荷低減の観点から埋立以外に適正な処分方法のないもの」を埋め立てる以下云々とありますね。ここにはあとに出てくる「災害等」というのが抜けているんですね。21ページののところでは、カッコ書きで(災害等特殊要因によるものを除く)と書いてありますよね。ですからこの19ページの本文のほうにも災害云々とあったほうがよろしいんじゃないかという点と、それからあとこの19ページで、こういう埋立以外に適切な処分方法がないもの云々を残すとすれば、目標の量とか除外項目のところを何か書かないと、あるいは、等を含めるのか。この辺がよく読むと市民の方が、県民の方が、つじつまがどうなっているのか疑問になると思いますのでチェックが必要かと思います。

それからおそらく22ページの(2)の「多様な主体の参画・協働」の次の4行の文章というのは、表現が下の目標値が変更される以前のものではないかと思うんですよ。前の100%と90%に分かれていたときのことなんじゃないかなと思うんですけれども、全部%として合っているので、この4行の書き方で「またプランの浸透度合いを表す目標として」云々というものがいるのかどうか。それよりも100としてしまったほうがすっきりするんじゃないか、というのがあります。それから29ページで、先程この図表でLCAがわかりやすくなったと思うんですが、もう1点は、左上のいちばん最初のシナリオ設定のところでも各容器の容積を書かれたらいいと思うんです。つまり重さは書いてあるんですけれども、おそらくペットボトルだったら500ccとか、そのことが書いてあったほうが読まれた方がわかりやすいと思うんです。元の文献を当たられて書かれたほうがいいかと思います。

それから34ページ。ちょっと引かかるんですけれども(6)の6行目の後半あたりで「高齢者の自立支援」という表現です。「心身障害者の自立支援」というのでしたらわかるんですけれども、「高齢者の自立支援」ではなくて「社会参加」ならばわかるんですけれども、高齢者の方が読まれて「自立」というとどうか。僕は、たとえば心身障害者の自立支援や高齢者も含めた就業機会の創出とか、そんな形にさせないとちょっと表現がですね。下の図の真ん中あたりで言いたいことと対応していると思うんですけれども、書き方を2つ合せたほうがよろしいんじゃないかということがあります。それから生ごみのところで、これは78ページですね。これも整合性ということで基本取組の6の2の高齢者等のところで、

(1)のところに心身障害者や高齢者の支援とあるので「心身障害者や高齢者等の」とされたほうがすっきりするかなというのがコメントです。

それからあと 85 ページで、これは中間案を直していただくという意味ではなくて、もし可能であれば最終案までに事務局あるいはコンサルタントの方にお調べいただきたいという点の要望です。どういうことかといいますと、結構重要なことだと思うんですけども、生ごみの 6 の 5 の取組事例の中で宅配業者との提携、循環利用システムの主な例というのがあります。ここで概要の 2 行目のところ、それぞれの処理物を「乾燥資源として配達の際に回収し」と、さらっと書いてあるんですね。これについてちょっと調べてほしいんです。どういうことかといいますと、これはこういうようなものやっいていこうとすると、一部ネックになるのが廃掃法上のことなんですね。つまり廃棄物だと収集するのに許可がかかるとか、いろいろな広域にまたがるときに、全部取らなくてはいけないとかいろいろあるんです。これが食品リサイクル法上の再生登録事業者の認定を受けてやったのかどうか、あるいは関連する市町村の許可を全部取ったのかどうかですね。ところが結構この事例を実際に使おうとするときには、すごく大事になってくると思うんです。ですから中間案はこれで結構ですけども、最終案までにそのところを調べられる範囲で調べていただいて、誰がこれを乾燥資源と認めたのか、その場合規模がどのくらいなのかという 2 点を是非入れておいてもらえたら非常に参考になると思うんです。あとは 111 ページ「県の行動計画」の 6 番目に、もし可能であれば、こんな表現を入れたいかと思うんです。と申しますのは、現状では「市町村の枠組みを越えた取組や近隣市町村と連携した取組を推進します」となっていますね。そのあとに、「なお推進に当たっての法律上の課題についても検討します」と入れたらどうかと思うんです。どういうことかという、いわゆる特区という感じですよ。廃棄物リサイクルに関して、たとえばこの検討を進めていって、三重県の中で廃棄物リサイクル関係の特区的なものを考えるというふうなことがあり得ると思うんですよ。たとえば食品リサイクル法上の再生登録の事業者も、国の認可の規模というのがあります。それよりもっと小さいものであっても、県を全体を特区として認めてしまっただけというふうなことは、多分あり得るんじゃないかと思うんです。ただそこまでは書けないので、法律上の課題についても検討するというふうにして、現行法を大前提としてやるというよりも、検討という形で入れておいてもいいかと個人的には思っています。以上です。

武村委員長 どうもありがとうございました。だいぶ細かいご指摘があって、大変ありがたいことですが、よろしいですか。

小川室長 はい、わかりました。

武村委員長 今、いろいろこうして聞いてまいりましたけれども、たとえば文言の変更等は、仮に今日、まあ厳密に言えば、変えた文言でご承認いただかなくてはいけないんです。けれども、この後もいろいろご指摘があらうかと思しますので、主旨をご了解いただければ、文言等は事務局にお任せいただいてよろしいでしょうか。ひとつよろしく願いいたします。あとどうですか。何かございますか。

内田代理 実際にこのプランが出来上がって使う場合を想定し、そして 20 年後の長期の状態でどういう形になっているかを想定するのですけども、このプランの確認だけなのですけども、「これを誰がまず使うか」ということです。県民が使うのはわかるのですけども、ものの書き方ですね、最近廃棄物のことをやっていると言葉にどうしてもこだわりがございます。「できるだけわかりやすく」と言われれば使う言葉も限定されるなかで、かといって若い子供らに難しい言い方をしなくてもということ。20 年後ということは、逆に 20 年前から比べますとごみのない時代からごみが発生して、それをリサイクルしようという時代を私らはきておりますけども、それを今の小学生はそのごみのリサイクルが始まっている状態から生活をしておるのです。その子らが大きくなって変わっていくのにどうするかということだったのです。行政のほうでも試行錯誤のなかでの言葉のこだわりでございます。

それと役割のことで気になっていることですが、実際に法律でいろいろと決まったルールに添って事業を一応しているつもりですが、それを進めていくうえでこのプランを使おうとしたときにちょっと気になるところを確認させていただきたい。まず前回のときにこのプランに具体的な理念を構築するのはなかなか難しいとあって、時間もなかったしお話ができなかったのですが、まあ今回はこの理念という基本理念の項目をつくっていただいたものでいいのですが、実際に使うなかで特に「ごみ」という言葉に私はこだわりました。「ごみ」という言葉に抵抗はあるんですけど、「ごみをどうするんだ」ということはなかなか難しいようでございますので、あえて「ごみ」という言葉を「廃棄物」という形に置き換えて、そして「廃棄物」を「資源物」というように将来的には「物」ということで考える時代が来るだろうと思います。そうしたときに、できるだけ物でわかりやすくしていくほうがいいのではないだろうかということで、「廃棄物」という言葉をあえて使い、長期計画でも「ごみ」という言葉を廃棄して、それは「廃棄物」ということでお話をするということ。そうするとすごくつくりにくい部分も出てきます。そこらへんが逆にわかりにくいところかなというところがございましたので、言葉のことにちょっとこだわりました。それでこの理念のページ 17 のところで、またもうひとつ新しい言葉で「不用物」という言葉をまたもう 1 回覚えさせなければあかんのか。その不用物というのは「用のなくなった物」ということで、一般に廃棄されるものだから、廃棄物という形でいくものなのか。そのあとでまた「ごみ」という言葉が出てきておりますので、その不用物のなかから分別して、分別排出したものが「ごみ」なのか、という。この不用物というのはそのうえでリサイクルすると使えるから、不用物は使えるものの中の位置づけという説明をどうしていくのかなということがございました。

それからページ 6 の役割のところ、今現在も資源回収をしていて「これから大事なのは行政がやるというよりも、排出者責任だ」ということがございます。ですので、自治会というのをものすごく重要視しているのがございます。たまたま自治会が全部ございますので、自治会があることによってコミュニティ的にもすごく進んでいると思いますので、これをできるだけ存続をしたいと思っております。役割的にもこの自治会という役割が住民さんといえはそうなのですが、自治会という役割が入っていないのがどうなのかなというので思いました。それとこのなかの言葉で「集団回収」という言葉ですが、これは言葉のイメージがすでに出来上がっているのご理解いただくことと違うかもしれませんけれども、ある任意の団体がやった廃品回収というものは、「集団回収」という言葉に変わってきています。もし行政的に集団回収をやるならば、行政がやるならば全部が集団的な作業ですので、あくまでも「集団回収」という形で行政がやっていくことも、言葉的には今は使っていますけれども、先々にいくと辻褃があつてこないかなということはちょっと思いました。

それからもうひとつは、県の役割というか、全体にもあるのですが、アンケートにもありましたけれども、将来的には広域に隣の町なども分別ルールを統一していくことがいいのではないかと、という回答があったと思うのですが、そのなかでなぜできないのかということで住民さんから、したほうがいいのに、なぜ町によって違いがあつていいんだ。それはおかしいのではないかと、ということですが、一般廃棄物の処理計画もそうなのですが、廃掃法上で一般廃棄物の取り扱いについては市町村にもものすごく裁量権が生れているところがあると思います。町の規模、町の状況によって十分にコントロールできます。ということは国のほうでリサイクル法が始まってもそれをいつから始める、始めなくても始めてもいいみたいな格好になると思います。それを全部予定通りに進めているつもりですが、進めている町と進めていない町があつて、そこに住んでいる方が、見方は 2 通りあるのですが、「おたくの町は面倒くさいので大変だね」という町と「おたくはこういうことが進んでいていいね」というのは 2 通りありますけれども、将来的にどちらを目指すのかということです。ただリサイクル法が完璧なのかどうかはわかりません。やってみて不具合を変えていけばいいのであって、それをやる前から「もう無理なんだ」と決めつけてやっていけない、止める。それも市町村によって裁量権があるということです。今回このプラン

に関して、知事のほうもですが、こちらのコメントもさせてもらったら全国的に珍しいプランになるのだろうということでいきましたから、やはり切り口をちょっと思い切ったところですが、各市町村のもっている一般廃棄物の処理に関する裁量権の部分がある程度ルール化をできたらいいなとちょっと思ったりもしました。そうすることによって逆に動きやすいところもあれば、それもいいのかなと思いました。

それともう1点です。廃棄物のところで事業者の責務というルールがございます。確かに普段集積所を使っている事業者さんもあるということでした。そうするとその方たちを追ってみると、家庭ごみと同じような扱いですから事業者さんがちゃんと意識がなかなかないところがあるようでございます。ですからそのへん周知をしていくということがいちばん大事かなと思います。まず出している人間が事業者さんかどうか、という意識もあります。そこからへんで判断のつけるところですけども、今「業」ということで、形で言いますと次は「農業」という評価になっています。自分のなかで思ったりもしています。商店ばかりの話ではなくて、生産をしている、収益が上がっている業は業だよ、という切りかたもあるのでないかと思えます。そういうので事業者の扱いというのも考えたらどうかかなと思いました。

あとも1つ、前回の会議のなかでほとんどの方がそうしていたと思うのですが、今回不法投棄は基本的にもうプランからちょっと省こうよということになったのですが、実際に市町村なり住民さんなりが悩んでおります不法投棄というのは大きな廃棄物問題になっております。これがもし上手く解決、コントロールできれば、普段の廃棄物の排出もコントロールできるのではないかと考えております。そしてもう1つは廃棄物処理法の16条のなかで、ごみを捨てることは完全に禁止されているのに、そこにこうして条例を合せてつくらなければならないという意識も条例等で十分に決めてあるのだけれども、なんか不法投棄というのは産廃を不法投棄するものであって、空き缶のポイ捨てはまた別の行為、行いみたいなのがあります。けれどもそれは同じような形の悪いことだ、という形をしてから考えようかと思えます。というのは、これはどういうことかという、実は来週ちょっと高校生の方の話で、事前にアンケートを取り、「ポイ捨てをしているか」と聞いたら「している」という学生が何人おりました。その学生に「悪いことをしている」という意識がなかなか少ないようです。かといってその学生は「部屋はきれいにするか」というと「部屋はきれいにする」と言うのです。だから、私らのイメージとはちょっと違うんだなというふうに思いましたので、「20年後」という物差しで言った場合にどうなっていくかということもちょっとコントロールをしていく、しやすいような形の、今後の課題として入ってはどうかかなと思います。

武村委員長 いろいろとお話をいただきました。なかでもいちばんお答えいただくことがありそうなことなんですが、産業廃棄物は一応除外ということで進めてきているわけですが、将来的にはどこかでドッキングして全体を考えるとと思います。それは将来のこととして、たとえば自治会をどう評価するかというあたりですとか、17ページの不用物という言葉とか、そのあたりの見解を。

小川室長 自治会につきましてはアドバイザー会議のなかで、大事だろうという意見がございました。そのページ6の表のなかで、自治会は民間非営利団体だということをご理解いただいたと思っています。それでそのことは42ページを見ていただきたいのですが、下の注にNPO・団体についての説明があります。このなかには自治体などを含んでいるということがございますので、自治会についてはこういう形で位置付けをさせていただいております。

松林総括室長 ここで表現をしております不用物は、いわゆる家庭から出た段階では「いらぬもの」であっても、これがそのままごみとして処分されるのか、あるいはリユースされるのか、あるいは資源物として再生されるかと、そういうもの全体を含んだものを不用物としています。

武村委員長 しかし17ページ左下の網かけのなかでは不用物は不用物(ごみ)と書いてありますね。

- 松林総括室長 こういう表現が出ているところは整理させていただきたいと思います。
- 武村委員長 これはこの前も多少議論をしたと思いますけども、ごみとか不用物というのは段階段階で変わってくるわけですね。ある段階では、出す人の主観的な判断で、ごみとして出したものがある段階ではごみでなくなります。利用できればごみでなくなります。このあたり少なくとも不用物がごみであるかごみでないかというのは、中では混乱しますね。考えてみたほうがいいのではないですかね。
- 松林総括室長 ここは検討させていただきたいと思います。
- 武村委員長 自治会などを民間非営利団体だという位置付けは、まだよくわからないところがあります。
- 小川室長 42 ページ先程の NPO について注釈のところがあったと思います。それに合せてその 6 ページのほうも「NPO・団体」といって、注釈として「自治会も含むのだ」という形で、42 ページと整合をとるといって形で整理させてもらったほうがいいのかと思っています。いかがでしょうか。
- 武村委員長 それでよろしいでしょうか。「違和感がある」というのは、自治会というはある意味では必然的にというか、強制的に入っちゃっていますので、任意団体という感じとはちょっと違うのですけどもいいのでしょうか。
- 大野代理 自治会はごみ行政全般について、確かに非常に大きな役割を行っています。まあここは、「NPO・団体」としてございますけども、まあ、3 つ並記の形ですと、乖離するのかなという気がいたしますけども。
- 武村委員長 たとえば 42 ページの「NPO・団体」となっているところを「自治会・NPO・団体」とするといふ。
- 小川室長 委員会でそういうことであれば整理させていただきます。
- 武村委員長 今の自治会についてのご意見はよろしいでしょうか
- 内田代理 自治会というのは、全員といいますか、そこに住んでいる方がやっておられると思いますし、NPO もいろいろなパターンがあると思う。自治会にはそんなにパターンがないような感じがしますし、正直に今、そう考えると自治会としてもっている役割は結構ありますので、それが主であってですね。そして NPO はそれ以降に生れたものですから、新しい役割をもっているところがたくさんあると思います。10 年後、20 年後に自治会がもしなくなっているんだと、都市的になってくると自治会は存続化しにくいので、だからなくなるもんだと書かれているので、それをなくなっては困るので今しきりに引っ張ろうとしていることに大事な評価があるかなとこれを見たときに思いましたので、自治会の役割が何であるかというところで、自治会長と会ったときには大人しくなっているところをもう 1 回存続してやったら、と思いましたので言いました。
- 広瀬委員 一部自治会の部分は住民と重なっている場合がありますね。これは取組のなかで、それぞれちょっとずつずれてくるところがあると思うんです。環境教育とかそういうところでは NPO の方がどっちかというと前面に出てくるところがあると思います。それで、住民・団体(自治会・NPO 等)のほうが収まりがいいように思います。NPO が最初にきて「NPO・団体」では今ご意見をいただきましたように、違和感を少し持たれる方が確かに多いように思います。そのへんは事務局も含めて表記について検討をしたいと思います。
- 武村委員長 よろしいですか。そういった形でちょっと検討させていただきます。あとはいろいろと、分別の法律の問題等ご指摘はいただきましたけども、何か代案というか、こういうふうにしたほうがいいのかということはあるですか。今ご指摘いただいたことは、ただご意見として承っていて最終案までにまた検討すればよろしいでしょうか。
- 松林総括室長 分別ルールの統一でございますが、この 110 ページのプランを取り巻く課題というところ

の(5)で上げさせていただいているのですが、各市町村さんが分別をせっかくして集めても、それを再資源化する施設がないとか、ルートがない、そのような場合には、住民の方に負担をかけているだけということになりますし、そこらへんのバランスの問題もございます。これからも各市町村さんで基本になるのは容器包装リサイクル法でございますので、それらに合ったようになっていくように、その容器包装リサイクル法が徹底して実施されるように、県はお願いをしていきたいと思っております。どこまで市町村さんの固有事務に対して言えるか、という問題は今の地方分権のなかで非常に難しいところもございまして、最大限にリサイクルというか、ごみゼロに向けて県としてはこのプランのなかで書かせていただいたことが最大公約数的には限界かなと考えてはおります。

それから不法投棄についてご提言をいただきました。確かに我々県としては、産業廃棄物の方は努力しておりますけれども非常に悩まされております。監視体制を強くしてやっても不法投棄をどんどんする連中はなかなか無くならない。そういうことで、それこそ個人の意識とかいろいろなことを思います。そのなかで特にごみの不法投棄につきましていちばんの問題は、家電リサイクル法とかそういう部分で拡大生産者責任が徹底されていけば、社会のシステムが少し良くなっていくのではないかと思います。あとはやはり地域のことは地域で守るということも大事ではないかと思います。というのは物を捨てる場所はいつも汚い場所で、きれいな場所には人間の心理としてなかなか捨てられません。地域の連携もやはり20年後を目指してしていく必要があるというふうに考えたりもしております。現在のところ、さらにそれ以上に踏み込んで、このプランのなかでどこまで書くかは、110ページの「プランを取り巻く課題」のところでは上げさせていただいておりますけれども、具体的にこの課題のなかで足りない部分等のご提言があれば、見直したいところです。現在のところ事務局としては表現としてはこれくらいかと考えております。

武村委員長 そういうお答えでございます。よろしいでしょうか。他にご指摘は。

金谷委員 資料6の17ページの「ごみゼロ社会の概念図」というのがございますね。これはやはり若干修正されてもよろしいかと思うのです。と申しますのはどういう意味かという、あとの数値目標がございまして、ここのところのごみの減量化、資源の有効利用、適正処分をここできちんと対応させた方が見る人がわかりやすいと思うのです。たとえば具体的にはこの図のなかで埋立物のところを非常に小さく書いているとか、そういうことがわかることが必要だと思う。あとはこの「ごみゼロ社会が意味するものは」というところで書いてある部分のあとの数値目標との関係が非常にわかりにくいと思う。つまりここは一般的な価値で書いていると思うのです。ですからこれは残すとすれば、「ごみゼロ社会が目指すものは」とか、ちょっと変な表現なのですが、個人的にはこの「ごみゼロ社会が意味するもの」という部分を取ってしまってこの図をもうちょっと大きくして、あとのこの数値目標との項目との関係をもっとはっきりさせて、ここの部分が数値目標の1番目だとかそんなふうに図にしてしまったほうが、県民の人が見たときに、一般的な話と具体的なものというのが別になっていると非常にわかりにくいと思っております。ですからこれは数値目標をフローのなかでわかりやすく説明するんだという観点からされたほうがよろしいのではないかと思います。あとは言い忘れましたけども、いくつかなかに読みにくいところがあります。そちらのほうは当然中間案を出されるときには少なくとも読めるものに変えるわけですね。そこはもうお任せします。

武村委員長 今のでよろしいでしょうか。この17ページ下の2つの枠というのは、いわば言葉の注ですよ。そういう意味でおつけになったかと思うのですが、むしろ要らないのではないかとございまして、この図をもう少し大きくしてわかりやすくしようということです。よろしいでしょうか。他に何かご指摘はありますか。

水谷委員 何点かお伺いいたします。それと先程のご発言と関連する部分も若干ございましてお許しいただきたいと思っております。私は県のPTAから出させていただいております。私ひとりの意見ではなくてPTAの仲間の意見として2点ございまして、事前に郵送していただいたこの資料を一部の方に見ていただいたんですが、そのなかでまず1つ目です。「基本取

組という言葉が非常に不自然に感じる」ということです。「基本方針」とか「基本理念」はわかるのですが、「基本取組」という言葉はあまり聞いたことがなかったということです。それが1点目です。2点目ですが、たとえば資料6の42ページ以降、あるいは資料7にもあるのですが、役割分担を示す表で本質なこととは関係がないのですが市町村、県、住民、事業者、NPO・団体というように5つあるのですが、「どうして一番上に市町村がきているのか」というのがありまして、県民を重視して「県民が先でいいのじゃないの」というご意見がありましたのでまずそこをご覧いただきたい。そしてもし可能であればそのへんを各委員の皆さんのご賛同をいただけるのであれば変更していただきたいなというふうに思うのですが、これは「県民に対する県の姿勢の問題だ」という意見もありますので、是非一度ご検討をいただきたいと思います。

続いて私自身の意見として申し上げたいと思います。先程市町村のアンケート等の説明がありましたが、そのなかで今後の課題として紙ごみに対する意識が高いのですが、基本取組ないし具体的な取組で紙ごみを出し出した部分がないのです。紙ごみについてたとえば事業所等では再生としてやる場合が多いのでしょうか、家庭から出す場合はですね、再生するような形で出す習慣がまだなかなかついておらず、可燃物として出してしまうという場合が多いです。だからこのへんは特出しで、基本取組ないしは具体的な取組の部分で上げていただけたらと思う。これが1点です。

2点目です。資料6の18ページ、20年後のごみゼロ社会のイメージ、姿というところです。「ごみゼロ」ですから「ごみがないんだ」と思うのです。そのイメージとしてごみがなくなったらどうなるかと。こうこうこうでごみがなくなりますよということなのですが、ごみがなくなったらどういう生活実態になるのだろうかという表し方があまりなく、唯一19ページのごみ処理の現場においての一番下の地域のきれいな空気と水云々というところぐらいなのかなと思うのですが、ごみのない生活の具体的なイメージが文章化されていないのではないかと思います。

それから99ページ「レジ袋削減・マイバック運動の展開」のところですか。これは一部のスーパーなり、いろいろなところあるいは市町村でも取り組んでみえるところがあるというふうに聞いておりますが、これはなかなか難しいのかなと思うのです。たとえばこの役割のなかで市町村がマイバックを配布したらどうかということですが、県の取組がちょっと弱いのかなとも思うのです。まあ具体的には市町村のほうがやりやすいのかもわかりませんが、レジ袋削減する、なくなるような取組をするスーパーとかにはどうするんだとか、そのへんについても市町村単位でやっていってもなかなか広がらないし、今のスーパーは市町村を越えた形で幾つか点在しておりますので県として取り組んだほうが効果は高いのかなと思うのです。だからこのへんについての役割の部分、特に県の役割の部分を少し踏み込んでいただけたらと思うのですが。

それと先程の服部委員の代理でご出席をされている内田委員さんの発言にも関連するんですが、110ページの分別ルールについてです。先程委員長から具体的な代案はあるか、というお話がありました。たとえば、現在県が26市町村でRDF化をやっていますよね。この26市町村についてはある程度の統一ルールができるんじゃないかというその可能性をさぐってみて欲しいと思うのですが、このへんのお考えもちょっとお聞かせいただきたいと思います。それと111ページの「県の行動計画」のなかで、(2)の県の主な取組でいくつか書いてございます。たとえば「モデル事業の実施」なり「市町村、事業者への支援」というのがありますが、これは2005年からの計画ということで今回の計画が策定委員会とは直接に関係ないのですが、17年度から始めるのであればこのへんというのは県の当初予算に配慮しながら盛り込まれているのかな、それをお聞かせいただけるのであればそれを予算案のなかでお聞かせいただきたいと思います。

武村委員長 ありがとうございます。最初は「基本取組」の「基本」という言葉について、それと市町村の並べ方の問題、このふたつでまずお答えください。

- 松林総括室長 当初は「基本施策」というような表現をさせていただいておりました。ただこの施策は県がつくってそして県が実施していくものであれば施策として適切でありますけども、県民の方や全てのごみに係わる主体がこのプランに基づいてやっていくという話ならば、「施策」というのは少しおかしいのではないかとということで「取組」という言葉に変えました。これも私もは最善であるとは思っていませんのですけれども、言葉がこれしか思い浮かんでいけませんのでこれにしているということです。あとにほんとうに良い言葉があればまた変えさせていただくのはいいかなと思っております。
- それから市町村、県、住民の部分ですけども、これは通常、我々はいろいろな文章のときに、まず住民、県民の方、事業者、それから市町村、県というように通常は書くのですけども、ここでは市町村が主体になることが多いものでこのほうがわかりやすいということで書きましたけれども、そういう意見のあることを今お聞きしましたので、直させていただきたいと思えます。
- 武村委員長 その順序を変えるという点が多少、個人としてはどうですかね。たとえば男女共同参画のときの順序の考え方ですけども、確かに基本的には住民の行動に基づくわけだけでも、たとえばこういうプランを出して提言したりすると、ある意味では責任を強く指摘する面も出てくる。そうすると住民を最初に書いてしまうと住民の責任が一番だというふうにも受け取られかねないので、その点はちょっと慎重に考えたほうがいいですね。おそらく県としては、ごみ処理の主体が今までは、住民は別として、県よりは市町村だからそれで遠慮をされて市町村を先に書かれたのだと思うのだけでも、確かに住民を先に書くのは人権問題でも県も先に書くべきなのですけども、そういうあたりはどうですかね。
- 松林総括室長 このプランの取組が 82 くらい書いてございます。そのなかで県が責任をもつもの、市町村が主体になるもの、事業者が主体になるものといろいろございます。だから通常県が主体になるもの、たとえば拡大生産者責任の調査とか、国へのデータなど、これは県でございまして県が一番にしてもいいと思うのです。あとたとえばリユースの推進とか、これはやはり県民の方が中心になってやってもらわなければ行政がやっているだけでは 20 年後にごみゼロ社会を実現できませんので、やはりこういうものは県民の方が主体ですので、県民の方がいちばん先頭がいいだろうと思うのです。だけど全て県が上になったり、市町村が上になったり、住民さんが上になったり下になったりとかいろいろと煩雑でございまして、自然な姿が何かということで、議論していただければと思います。
- 武村委員長 ちょっとご意見をうかがいましょうか。そのへんを変えたほうがいいということでございますし。
- 広瀬委員 3 つ目の柱が「県民参加」ということで、これから先ごみゼロ社会、ごみゼロプランをつくるときには、県民、市民が動いていかないとできないんだというそういう意味合いでやっています。いろいろな考え方もあると思いますが、最初に市民、住民がきてもいいのではないかと気がします。
- 武村委員長 住民がいちばん先にきてもいいということによろしいでしょうか。統一的に全部をそういうふうにするということで。
- 広瀬委員 ただひとつは拡大生産者責任のところ、最初からトップでプランができるのは気になるということはあるんです。そのへんがよろしければいいです。
- 武村委員長 そのへんは統一的な意見として、将来的、基本的には県民というか住民が主役だということを全面に出し最初にしようということですね。もしご異論がなければそのように変えさせていただきます。
- 金谷委員 ただ資料 6 の 5 ページのところ、「県民とは」と書かれていますよね。このなかには「住民」は出てこないの統一された方がいいと思います。
- 武村委員長 難しいですね。いつも迷うことがあります。県民は同時に市町村民でもあるわけですか

ら。住民に統一しようということですか。

金谷委員 こちらの「県民とは」というところに住民が入っていないと混乱をするのではないかと、ということですか。

武村委員長 他の文章との統一が多少あるかもしれませんが、ご異論がないようですのでその住民をトップに入れるということ。

内田代理 申し訳ないのですが、廃棄物の場合、先々を見た場合に、そこに住んでいる方の動き方によって自由にできます。ですからそこには人の意識が大事だと思っています。そのなかで自治がそこにできているかどうかということですので、やはりそれがそこに存続できていくということにもものすごく力をおいているもので、今その注釈で自治会というのは、その住民さんというのは、イコール自治会ですから、そういう形で住民に徹底させるなら、自治会に徹底させるということできているという町もあると思いますので、そういう形で割とスムーズにいつているところもあると思うので、それも使えることになるならば使っていきたいとすれば、ここでいう自治会とはこんなだと、NPO というのは不確定ですが、どうかと思ったものでちょっとないがしろにできないものがある。むしろ個人的には住民、県、自治会ですが、それはそうはいかないということはわかっています。ここでいう自治会というのはこんなだと注釈が入ってきたらありがたいと思います。

武村委員長 ではどのようにしましょうか。順序としては、県民というか住民が最初にくることですからそのようにいたします。それから自治会については注釈があるということですか。

内田代理 県民の方が住んでいるところに自治会が存在していればこの手の廃棄物のコントロールはできるものなのです。自治会であれば環境面とか福祉とか動きやすくなっているはずなのですが、なかなかつくるのが難しい、存続することが難しいということはおかっています。でも、こういういちばん密着したテーマでその役割を果たすことによってそれができるに違いないと思ったので。

広瀬委員 いちばん最初の役割分担のところでご意見に沿ってですね、自治会と任意団体である NPO を併置して、それぞれの特徴を明記するのでもいいのではないですか。地域における自治の基本になる自治会云々というものと、それから自由に集まる任意団体で行われている NPO なりを定義して書いておく、それぞれの地域ですね。今のご意見のようになるのではないかとおもうのです。そういう方向で考えていただければ。

長尾委員 ひとつ違和感があるのですが、自治会は任意の団体で NPO は任意の団体ではないのですよ。知事の認可を得ているのです。そういう立場から言ったら本来であればどういふに併記するかといたら、並べる順番は認可を受けているものが上になるわけでしょう。自治会という形は実際に動いているし、すごく大きい組織だということはよくわかる。それを市町村によっては使っていくことはわかるのだけでも、そういうふうな括りというのを私はあまり好きではない。

広瀬委員 言葉足らずだったんです。つまり自治会は地域をベースにしてつくられるもの。任意団体の NPO はそれぞれの団体の趣旨の賛同した人たちがいろいろな地域を越えた集まりなんです。そういう特徴だという趣旨のまとめ方だったらどうですか。

長尾委員 それならばいいのですが。

広瀬委員 認可を受けているから云々という形のまとめではない、ということだと思います。

長尾委員 と思いますけども、だからここに別々にしてもらおうということになるのだからいいと思うのですが、NPO の団体と一緒に並べているというのはちょっと問題があると思うのです。内田さんのところは自治会がすごく大事なのかもわかりませんが、将来は自治会が消えていこうとしている都市部もあるわけですから、その場合はどうなっていくかということ。コントロールをするために自治会がある。そこに住んでいるがためにそこに協力をしなければいけないという形が非常に自治会というのは多いですからね。ごみだって本

来は住民が頭に来るのだったら、住民個人個人が全部をやらなければあかんわけでしょ。ただそれを便宜上住民を押さえるためには自治会を押さえるとはっきり言いましたから、それをすれば早くいくからということでやっているわけなんだから、ある意味で言ったらそれはちょっとおかしいというのが出でなければおかしいのではないですか。本来は個人個人がということにしなければと思う。

内田代理 よろしいですか。僕が言うのは自治会はちゃんとないとかかんということ。そしてそこに住んでいる人として、自治がですね。自治会ではなくて、要するにお互いに自分のことではなくて地域のこととかいうことは、今の皆さんはやろうとしているではないですか。だからそういうやつがあればこういうことは進んでいくと思うのです。それをまとめるのを自治会というのです。だから自治会のイメージがたぶん違うし、それで今スムーズにいつているところもあれば、そういうところがあってもできないのであれば、それをこういう廃棄物かなにかでもう1回つなげればということ。そしてたとえばNPOにしても当然同じような人がやるわけです。だから、「必要なだ」とわかっていれば、当然10年もたつと自治会のあり方も変わってくると思いますけども、どちらにしても人が動くわけですから、人の動き方がわかればごみも自由にいけるのかなというところ。それでそのコントロールするというか、自治会は上下関係ではなくて別団体にする意識はもっていますからお願い事項になってきます。だからそう意味ではないですよ。ただようは町にないものでその位置がなかなか変えにくいということはある。

武村委員長 はい、ありがとうございます。このへんはなかなか難しいので長尾さんのご指摘の面もありますけども、最初にまとめたような形で誤解がないような表現で適当な箇所に入れていただきたいと思います。

小川室長 資料6の5ページをちょっと見ていただきたいのですが、ここで「県民とは」というなかで説明をしているわけですが、先程から自治会の重要性というのもありましたので、たとえばNPOというのは、本来はNPO、ボランティア、地域の団体という。ここにきちっと「自治会」という言葉も入れて整理させていただくことと、それから42ページの注釈のほうも自治会・NPO・その他の民間団体というような自治会を重視するようなそんな形で訂正をしてもよろしいでしょうか。

武村委員長 とりあえず中間案でございますのでこの中間案を県民の皆さんに再び見ていただいて、最終案はそのあとでできますので、現段階では今事務局が言われている形で修正をして、また再度検討する時期があるかと思っておりますので、そういう方向でよろしいですか。個人的にはその自治会というのには多少、やっぱり戦時中の思いというものがあるものですからね、自治会にあまり強制的な力をもたせることには疑問があるのです。疑問があるのですけども現実に動いていますし、そういう意味で重要性も現実にはありますので、とりあえず今事務局が言われたような形で表現を中間案としてはさせていただきます。その他いろいろとご指摘いただきました点がいくつかありますが、事務局のほうからお答えをお願いします。

松林総括室長 まず、モデル事業に平成17年度の予算がでるかという話でございます。現在モデル事業の来年度の予算につきましては、我々の立場で言えば審査を受けているところでございます。今ここでいろいろと課題になっておりますいろいろなもの。そういうことについて考えてはいきたいと考えております。まだちょっと決定にまではいきませんので、これは次の最後の委員会でご回答をさせていただけると思います。

あと、せめてRDFだけでも分別ルールを統一すればいいのではないかと、という話ですが、これもごもっともなご意見でございます。ただちょっと心配しておりましたのは、三重県内でも28くらい分別をしている市町村もあるし5つくらいしかしていないところもある。それを県のほうで頭から無理やり統一していくのはどうか、という話だったんですが、ただ先程のRDFにつきましても少なくとも容器包装に係わるリサイクルルートがございますので、これに適應するような分別というのは今後もRDF化市町村とも十分な話し合いをし

ていきたいというふうに考えております。

それからちょっと後先いたしますが、資料 6 の 18 ページに「将来のイメージ」というのを入れさせていただいております。このイメージで「ごみがなくなったらどうなるか」というのではなくて「こういう地域社会を目指すには、ごみをどういうふうに減らしていったらいいか」ということに続いていきますので、このひとつひとつには「ごみがなくなったときのイメージ」というのではなくて「こういう生活をしていけばごみがなくなるのではないか」というような形でこのイメージ図を書かせていただいております。

小川室長 あとは紙ごみの話がございました。新聞とかダンボールとかそういったものは回収されますので、もうひとつはたぶん容器包装の関係が非常に多いと思うのです。容器包装の関係につきましては、31 ページで取組の基本方向のなかに容器包装ごみの減量・再資源化に少し触れさせていただいております。それからまた具体的には 63 ページの基本取組の容器包装リサイクル法への対応のところ、あるいは 67 ページの「容器包装の削減・簡素化の推進」などなどでそういったことも含めて書かせてもらったと私どもは思っているところがございます。

武村委員長 時間があつという間にたつてしまい 4 時になってしまいました。このあとはこの中間案につきまして、将来、これからどうするかということについて、ご報告、審議が要りますのでできればこのあたりで中間案をお認めいただけますでしょうか。今まで議論してきた点につきまして、案を文章的に入れさせていただいて、できれば細かい文章等については、座長さんと私と事務局にお任せいただいて、そういうことで中間案としてはお認めいただけるとありがたいのですがよろしいでしょうか。

多少まだご意見があるかと思いますが、中間案としてお認めいただいたということにいたします。ありがとうございました。それではこのあとについて事務局の方からお願いします。

小川室長 時間の都合上大変申し訳ないと思っております。資料 7 から 10 までを通して説明をさせていただきたいと思っております。まず資料 7、これは先程少し説明をいたしました「リユースの推進」の関係でございます。今日プランとしてご議論をいただきますのは、3 ページの「目標達成への貢献度」まででございます。こんな取組を具体的にやっている、取組例はこれで、役割はこれということで整理させてもらったのが今回の提案させてもらったものでございます。今後 2 番以降の目標達成への貢献度ということで実際にこういうことをすれば、どのような目標達成、貢献度があるのかを。そして 3 番として問題点・課題などがどうなのかと。そして 4 番として導入に関する総合評価、最後にスケジュールとしていつ頃からこういう具体的な行動をとって取り組んでいくのがいちばんいいのかというようなことを整理していきたいと思っております。それは今、様々な取組等の調査をさせていただいております循環社会研究所のほうからその資料の横長の「各基本取組の補充部分」というところが先程申しました 2 番からスケジュールまでのところがございますので、これをそれぞれの具体的な取組についてこれから補充をしていこうということで、今後事務局あるいはアドバイザー会議等でも議論をさせていただきたいと思っております。そのための資料として「こういう考え方でやっていきたい」ということで提示をさせてもらっています。

続けて資料 8 ですが、これは循環社会研究所のほうからのちほどご説明をいただきますけども、当初の案では、地域特性がいろいろありますので、地域別の取組を優先順位といたしますか、取組を考えていくべきではないかということで最初のほうに提案をさせていただきました。その考え方についても資料などで合せて説明をさせていただきたいと思っております。循環社会研究所のほうからよろしく願います。

コンサルタント 資料 7 について引き続き説明をさしあげます。こちらは資料 6 でまとめられています取組の内容に加えまして、それぞれの基本取組についてこの資料の 3 ページの中盤以降をご覧になってください。この基本取組というものは、今後これを推進していくことで目標達

成にどのように貢献するのかという内容をとりまとめました。そしてさらに、これを実際に実行していく場合の課題ですとか問題点、先程「生ごみ」のところでもいろいろな問題点・課題を確認しておくといったようなご指示をいただきましたが、そういったことも踏まえまして問題点・課題などを整理したい。そして、4 は今後これを推進していく場合の評価を、ここでは「総合評価」と書いてありますが、実際にはどのような部分を今後は気をつけていかなければならないか、ですとか、導入にあたってはどのような状況にあるかというところを「人」と「もの」と「カネ」と「情報」の4つの見方の視点から見ているものになります。この4つの視点に関しましては基本的に新しい取組ですとか、新しい事業、新しいプロジェクト、こういったものを今後行っていく場合には、その当事者になる人が十分に理解できているかですとか、理解しやすいかといった内容を。そして物に関しましては、これはごみゼロがテーマになっておりますので、明確なごみゼロに近づく効果が得られるものだろうかですとか、実際にリサイクルといったものもひとつの大きなものになってきますので、物としてそのリサイクルしたものが受け皿として見込めるのかどうかですとか、こういった取組はイメージとしては理解できるのですが「どこでやるのか」というフィールドがちゃんと用意できるかですとか、そういったような視点で物をまとめております。そしてお金に関しましては、現行の処理費用を実際に削減することができるかどうかですとか、実際に負担者を変える場合にその理解を得られるかどうかという視点でまとめられています。そして最後の情報に関しましては、実際に導入のための情報は十分に存在するかどうかですとか、その情報はちゃんと伝わっているか、伝わり方に偏りはないかどうかという視点でまとめております。基本的に事務局といたしましては、この4つの部分がある程度Aに近い評価を得られれば、導入の可能性は高まるのではないかというような形でとりまとめております。それで現段階では5ページ以降の状態でございます。今後検討していく部分でザットご覧になっていただきたいのですが、実際にこの評価にそぐわない、まあ調査を行うといった部分は「非該当」としてしておりますが、基本的には基本取組それぞれについて、今申し上げました目標達成への貢献度ですとか、問題点・課題、そして導入に関する総合評価というものを現段階では、事例調査、実態調査などの結果を踏まえながらまとめているところでございます。

次に資料8についてご説明をさしあげます。こちらは資料6の目次をご覧ください。第5章というところにカッコ書きで(1 地域別の取組方向)という章になっていると思います。ここを今後に検討していくわけですが、こういった形のとりまとめはどうかというイメージを示したものが資料8になります。こちらは1ページの1の(1)をご覧になっていただきたいのですが、基本的に取り扱う内容はその前でとりまとめております基本取組というものを今後、県内でどのように推進していくべきか、どういう地域が可能性高いのであるうか、といった内容になります。(1)をご覧になっていただきたいのですが、ここで県から県内の特に市町村を対象にして、何らかの形で提案していくことを想定しておりますが、提案の狙いというものに関して表のなかをご覧になってください。基本的に市町村アンケートを通じていろいろな形で市町村の方々の問題意識ですとか、今後に行いたい事業ですとか、そういったことは課題として、もしくは予定としてお持ちだと思っておりますが、こちらは1行目の後半にありますように県によるマクロ的な視点から、まあ具体的には各市町村を比較することでこういった取組はこの地域が比較的に可能性が高いのではないかとというような視点で提案したいというふうに考えております。そして提案先である地域についても今事務局内部でも議論がいろいろと行われています。個別の市町村に対して、A市には、これをやったらどうかというような個別具体の提案というものも考えられるのですが、いわゆる解釈によっては、押しつけ的な提案にもなってしまいますので、それはなかなか避けたいという意見がある一方で、都市部はこうだったらどうか、農村部はこうだったらどうか、というところで止まってしまうと、なかなかリアリティがないものになってしまうというようなところで実際に悩んでいる部分もございます。それで現段階では特に市町村名を割り出すということではなくて、下にありますような地図で、この地点はこういった取組が充実していれば導入の可能性は高いのではないかと、といったところを、先程のマクロ的

な視点から「比較」といったようなキーワードも入れてありますが、こういったところで「比較的ここ地域は導入しやすいのではないかと、といったような提案をしたらどうか」というふうに、現段階では事務局のほうで考えております。

2 ページをご覧ください。現段階では、「基本取組」が、この表の真ん中の部分にいくつかございます。このなかで地域別に扱えるものと全県共通で導入をはかるとういうものがやはり取組のなかにもございます。今回「地域別の方向性」というところでは、この表のなかの網かけ部分は地域差を元にして提案できるのではないかとというふうに考えているところでございます。3 ページ以降が具体的にその基本取組ごとにこのような提案をしたらどうか、というイメージとしていくつかまとめています。そして 7 ページをご覧ください。これは「基本取組の基本方向の 6 の 6」ということで、埋め立て対象物を資源として有効利用しようではないか、という取組が、前の章のほうでまとめられております。これに関しましては下の地図をご覧ください。左側はごみの処理量に占める埋立の割合です。色が濃いところは、埋立割合が高いという市町村になります。そして左側はプラスチックを埋立扱っている市町村になります。それでこの取組の内容を鑑みますと、プラスチックごみをなんとかしようという提案の内容になっておりますので、この取組の地域別の方向性としては、色が両方とも濃いようなところに優先的に取組をはかっていただけたらどうか、もしくは重点地域として位置付けられないかどうかといった提案を取組ごとに今整理をしている状況にあります。説明は以上です。

小川室長 続きまして資料 9 でございます。これは短期・中期の目標設定に関する基礎資料とした整理のイメージでございます。今回申し上げていますように、20 年先の長期目標と短期・中期の目標設定をしていこうということで委員会のほうともお話をさせていただいております。そして短期・中期の数値目標の設定について検討を進めている状態でございます。それでこの資料のたとえば、「基本方向」の 2 の「事業系ごみの総合的な減量化推進」というのがございます。それを見ていただきますと、たとえば(1)は「事業系ごみの処理実態の把握」ということで白抜きの線があります。これをたとえば 2005 年、来年度に実態の把握をしてシステムの検討を、たとえば 2006 年からしてと、そういった取組を、こういった形でしていくとその右にありますように、たとえば 0.5%削減ができるのではないかと、というような。これはほんとうに仮置きのお話でございます。なんとなく不安な数字でございますけれども、こういったことを個々に積み上げていっていかうかということです。そういったことによって短期的に、たとえば 2010 年までであれば何%減る、2015 年までは何%減るということで作業をしているわけでございます。とは言ってもこれはなかなか難しい問題がございます。たとえばひとつひとつの取組の効果が現実に把握できるのかということがあります。必要な情報が非常に不足している、ということもございます。それからひとつの取組でこういった効果が出る。そして複数で他の違った効果があると相乗効果で数字がまた違ってくる場合もございます。それから個々の取組が県下一斉に行われるということも前提にしているのですが、実際のところは実施時期とか進捗状況などの様々なことがございまして、現時点でこれをきちっと把握することはすごく難しいです。そういったこともございまして我々としては短期・中期の目標設定をしたい、ということを考えてこういう作業をしているわけでございます。そういった課題がありますというか、そのあたりについて各委員さんにご意見があれば教えていただきたいと思います。以上です。

資料 10 でございます。これは「ごみゼロ社会実現プランモデル事業」ということでこれまではさまざまなプランを取り上げてきたわけですが、それでは実際に「じゃあやってみよう」ということで県のほうで予算を組んで、先進的、先駆的なモデル事業を、できたら市町村さんと協働でやっていきたいと思っております。今考えているのはこういったような取組があるのではないかとということで、一覽として掲げさせてもらったということです。モデル事業はこれで全てというわけにはいきません。これらのいくつかを市町村さんと協働でモデル事業としてやっていきたいということで、参考として掲げさせていただきました。以上でございます。

- 武村委員長 今ご説明していただいたことにつきましては、十分にご意見をいただいて次回の議題にいたしたいというところなのですが、時間がほとんどなくなってきましたが、今のご指摘について意見とか質問とかありましたらよろしくをお願いします。
- 金谷委員 非常に気になっているところがあります。今まで全然議論をされていないのですが、資料2に関係したことです。パブリックコメントの扱いです。全体のスケジュールが押しているということがありまして、パブリックコメントは今回ここで承認されたものを微修正したものを、三重県の条例が要綱に基づいてパブリックコメントをするわけですね。そうすると1カ月くらいしますよね。
- 小川室長 3週間くらいと私どもは考えております。
- 金谷委員 わかりました。3週間でもよしいとしましても、たとえば手続きがあるでしょうから1月の末か2月くらいでしょ。
- 小川室長 そうですね、そのくらいにはやらないと。
- 金谷委員 それで今までこのプラン策定においては、たくさんのご意見を伺っていますが、ただこの中間案が出てからどうなんだということはわかりませんから、いろいろなご意見が出てくると思うのです。それでこのスケジュールを見るとアドバイザー会議は中旬にやりますから、パブリックコメントがまだちゃんと集計されていないのですよね。ですから出てきたパブリックコメントがどんなものが出てきてそれをどういうふうに反映する、反映しないのかと議論をちゃんとする場というのがこれを見とない。つまり最終のプラン策定委員会が3月の中旬にありますけども、この場で議論をしていたら最終はできないですよ。アドバイザー会議の5回目とか、プラン策定委員会をもう1回やることは現実にはできないでしょう。そうするとこれは、例えば全体会議の位置付けとしてそのプラン最終案をつくるためのものだと思いますけども、これはパブリックコメントが出揃って、それに対してどうするかという案を事務局、あるいは委員長先生とつくられた状態で、アドバイザー会議のほうである程度は練った状態で、それを踏まえて第4回の最終の策定委員会に臨まない、せっかくパブリックコメントを求めても消化不良になるのではないかという気がしてしょうがないのです。ですから、この2月中旬にやるということをもう1回再検討されたほうがいいのではないかなと思います。そして第4回の委員会を3月中旬というのも、まあ下旬でも、ちょっとこのあたりを、パブリックコメントをちゃんと整理したら時間がかかると思うのですよ。そしてどこをどう対応させて直すのか、直さないのかということをちゃんと整理をされてから第4回をやったほうがいいのではないかなというのが私の意見です。
- 武村委員長 いかがでしょうか。このアドバイザー会議までに間に合わせるのだろうと漠然と思ってきたのですが、どうですか。
- 松林総括室長 確かにスケジュール的には厳しいものではございますけども、少なくともアドバイザー会議までには全部を整理したうえで、アドバイザー会議でというふうに考えております。また大きく変わる分については、委員の先生に個別にご相談をさせていただきたいというふうに考えております。
- 長尾委員 関連があるのですが、この間のこの会議で言っていたホームページを見せていただきました。あそこから意見を拾ったということだったので見たのですが、ほとんどの方があその会議室のパネラー同士で話をしていることが非常に多かったのです。よそのパネルの運営をしている人がそこに入ってきて意見を述べているということが非常に多かったです。私が見た感じでは一般の方々の意見はほんとうに少ないなというふうに見たのです。それで今回のこのパブリックコメントを出したあと意見をもらうときに、ホームページだけとかそういうのではなくて、やはり文章的なもので「広報みえ」にきちっと載せてやってもらうくらいにやらないと本来のところはつかめないのではないかなと思っているのですけども、そういうところは時間的な余裕はあるのですか。
- 武村委員長 中間案についてどんな形で考えていますか。

- 小川室長 ひとつは先程おっしゃられましたホームページがあります。それから当然印刷をして、県民局、市町村さんにもお配りをさせてもらおうと思っています。他に団体とか、NPO、アドバイザー会議に入ってらっしゃいますので、そのような方も含めできるだけ広くとは思っていますけども。
- 広瀬委員 どこで言おうかと思っていたのですが、案を全部読むのは実はすごく大変ですので、それは非常に関心のある方が最後まで読まれるんだと思うのですが、こういうものをつくる時にはだいたい概要版をつくれますよね。ですから、パブリックコメントも特に骨子の部分について、市民の方がどう考えているかということであれば、いろいろ出てくると思います。ですから印刷物をつくる場合にはそういうことも考えられるのではないかと思います。いかがでしょうか。
- 武村委員長 どうですか、概要版は。
- 小川室長 そうですね、おっしゃるとおりですので、概要版を作ってホームページとか目につくところに配布したいと思っております。
- 武村委員長 公聴会的なことを考えていないのですか。
- 小川室長 それは考えていません。ただ市町村さんに対して廃棄物担当の方にはこの中間案を説明する場を考えています。県内で3カ所なのですが、やろうと考えております。
- 武村委員長 いかがでしょうか。あとまだあると思いますけども場所の設定もなかなか難しそうなので、よろしいでしょうか。それではご質問が非常に多く、急がせてしまって申し訳ないのですが、とりあえず今説明をいただいた件については、ご質問等もありましたので次回で十分に審議をして最終案にもっていきたいと思っています。よろしく願いいたします。ご協力をありがとうございました。

(別紙)

ごみゼロ社会実現プラン策定委員会(第3回)出席者

氏名	所属等
太田 喜代高	三重県資源再利用事業協同組合理事長
加藤委員代理 大野勝比古	伊勢市環境部長
金谷 健	滋賀県立大学助教授(アドバイザー会議副座長)
近藤委員代理 長谷川裕壽	津市環境部次長
武村 泰男	財団法人三重県文化振興事業団理事長
長尾 計昌	34530会(三泗ごみまる会)会長
新居 遠一	三重県子ども会連合会常務理事
服部委員代理 内田眞伸	菰野町環境課企画監
広瀬 幸雄	名古屋大学院教授(アドバイザー会議座長)
藤田委員代理 佐々木史郎	三重県商工会連合会専務理事
水谷 優志	三重県PTA連合会副会長
井藤 久志	三重県環境森林部長

: 委員長

(順不同)

事務局

松林万行	三重県環境森林部循環型社会構築分野総括室長
小川裕之	同 　　ごみゼロ推進室長
渥美仁康	同 　　ごみゼロ推進室主幹